

発議第 5 号

国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、
太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 29 日

提 出 者

市議会議員 やなぎ 美智子

〃 清 水 みな子

〃 廣 田 徳 子

国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、
太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議

5月20日、太田丈之議員は、いわゆる「国保逃れ」に関与した参政党所属の地方議員8人の中の一人として、党から離党勧告処分を受けた。

5月29日、太田議員は、各派代表者会議にて釈明した。

その概要は「軽率な判断により、市民・市議会に迷惑をかけた。3年前まで会社員であったが、フリーランスの社会保険加入を支援している『ITフリーランス協会』を通じて個人事業主として一般社団法人に加入した。これは国保逃れを目的としたものではなかったが弁解の余地はない。参政党のアンケート調査に協力するようにとの指示があり、アンケートに回答したところ、党本部からヒアリングを受けた。5月18日13時離党勧告があり臨時記者会見に8人で臨んだ。5月20日、離党手続きをした。5月27日離党手続きが受理され離党となった」というものである。

6月23日、太田議員は「参加は任意・録画録音は禁止・一人5分間の質疑時間」を守るというルールで大久保議長の進行で説明会を開催したが、5月29日の釈明の範囲内であった。記者会見等で市民への説明責任を果たすべきではないかとの意見に対して「支援者と相談する」と回答し、市民への説明責任を果たそうとする誠実な態度は見られなかった。「国民健康保険税が高すぎて払いたくても払えない」と多くの市民が苦しんでいることに最も心を寄せるべき常任委員会である健康福祉委員会の委員として自身の行いを説明すべきである。この説明会の進行は、議長が行うと理解していた。しかし、実際は、太田議員本人が進行し、不自然さが目立つ説明会となった。議会として行った記録すら残らず、誰のための、何のための説明会だったのか、いまだに理解できない。

いわゆる「国保逃れ」が明らかになって1か月以上経過しているにもかかわらず、太田議員からは、市民と市議会に対する真摯な対応は確認されていない。

よって、本市議会は太田議員に対し、下記について厳正な対応を求める。

記

- 1．市民への説明責任を果たすこと
- 2．本会議場で、説明を行うこと
- 3．健康福祉委員として、高い国民健康保険税についての認識を示すこと

以上、決議する。

提案理由

国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、太田丈之議員に対し厳正な対応を求めるため本決議を提案するものである。

発議第 6 号

いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議に
ついて

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 29 日

提 出 者

市議会議員 加 藤 圭 一

賛 成 者

市議会議員 細 田 伸 一

〃 中 山 幸 紀

いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議

太田丈之議員は、いわゆる「国保逃れ」と指摘される行為に関与していたことが明らかとなり、参政党から離党勧告を受けた。

国民健康保険制度は、市民が公平に負担し支え合う社会保障制度の根幹をなすものであり、その制度の趣旨を逸脱する行為や疑念を招く行動は、市民の信頼を著しく損なうものである。さらに厚生労働省は3月18日、勤務実態がないにもかかわらず、社会保険が適用される法人の役員に就任して保険料を低く抑える脱法的な手法について、違法行為と位置づけ、厳格に判断するよう、日本年金機構等に通知している。

市川市議会議員は、市民全体の奉仕者として高い倫理観と法令遵守が求められる立場にあり、社会保険制度の適正な運用を確保する責務を負っている。

しかしながら、本件により市川市議会議員が社会保険制度をめぐる不適切な行為や疑念に関与したと受け止められていることは、市民の市政に対する信頼を著しく失墜させるものであり、その責任は極めて重大である。

本来であれば、本件が発覚した段階で速やかに記者会見を開き、市民に対して説明・謝罪するべきところ、今日まで市民が納得のいく公式な説明・謝罪の対応を取っていない。

加えて、同議員は、在籍していた法人から受領した報酬について、所得の申告をしていなかったことが発覚した。

よって、本市議会は太田丈之議員に対し、今回の事態の重大性を厳粛に受け止め、市民の信頼回復のため、自らその責任を明らかにするとともに、速やかに市川市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

提案理由

いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議をするため提案するものである。

発議第 7 号

太田丈之議員に対する問責決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 29 日

提 出 者

市議会議員	公	明	党	西	村	敦
〃	新	し	い	流	れ	松 永 鉄 兵
〃	未	来	市	川	竹	内 清 海
〃	地	域	政	党	チ	ームいちかわ 丸 金 ゆきこ

太田丈之議員に対する問責決議

太田丈之議員による、いわゆる「国保逃れ」と指摘される事案は、市民の負担の公平性に対する信頼を著しく損なうものであり、市民の代表として高い倫理観と法令遵守が求められる市議会議員として、極めて不適切な行為であったと言わざるを得ない。

本件については、令和8年5月29日に開催された各派代表者会議において、太田議員本人から経緯の説明及び謝罪がなされた。また、6月23日には議員向け説明会が開催され、出席議員からの質疑に対応するとともに、改めて謝罪の意が示され、これまで負担を免れていた国民健康保険税について、自ら遡って納付する意思が表明された。

しかしながら、事後に説明及び謝罪が行われたことや納付の意思が示されたことをもって、その責任が軽減されるものではない。市議会議員は、市民全体の奉仕者として常に高い倫理観を保持し、自ら法令を遵守するとともに、公平・公正な行政運営の実現に努めるべき立場である。

にもかかわらず、本件により市民から強い批判と疑念を招き、市川市議会に対する信頼と品位を著しく失墜させた責任は極めて重大である。また、本件は議員としての倫理観及び資質そのものが問われる事態であり、市民の政治不信を増大させたことは看過できない。

よって、本市議会は太田丈之議員に対し、その政治的及び道義的責任を厳粛に受け止め、深く猛省するとともに、市民及び議会の信頼回復に向けて最大限の努力を尽くすことを強く求める。あわせて、本件の重大性に鑑み、自ら進退を含めた責任の取り方について真摯に検討することを求め、ここに問責する。

以上、決議する。

提案理由

太田丈之議員に対する問責決議をするため提案するものである。